

## 栃木県事業承継支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 栃木県事業承継支援事業（以下「本事業」という。）は、県内の中小企業者が行う事業承継のための専門家活用に要する経費の一部について、予算の範囲内において、栃木県事業承継支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内中小企業者の経営資源や雇用、技術を次世代に引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者をいう。なお、みなし大企業は除く。

2 この要綱において「みなし大企業」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

3 この要綱において「支援機関」とは、別表1に定める者をいう。

### (事業の内容)

第3条 知事は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、中小企業者から補助事業計画の提出を受け、審査のうえ採択を決定したものについて、予算の範囲内において、別に定める要領に基づき、補助金を交付するものとする。

### (交付対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、中小企業者が支援機関からの推薦を受け、事業承継を目的として専門家を活用する事業とする。

2 同一の補助対象経費に対し、国又は県等公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定となっている事業については交付対象としないものとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は別表2に掲げるものとする。ただし、対象経費に係る消費税及び地方消費税の額は補助対象外とする。

2 同一の補助対象経費に対し、国又は県等公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定となっている事業については交付対象としないものとする。

(補助事業計画申請書の提出)

第6条 本事業による支援を受けようとする者は、知事が別に定める日までに補助事業計画申請書(様式第1)を提出するものとする。

(補助事業計画の審査等)

第7条 前条の規定により提出のあった補助事業計画については、別に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 知事は、前項による審査結果を踏まえ交付申請の採択の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第8条 補助事業計画の採択を受けた者が、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号)第5条第1項による交付決定前に、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、補助事業計画廃止届(様式第2)を知事に提出しなければならない。

(1) 事故等により補助事業計画の遂行が不可能となった場合

(2) 国又は県等公的機関が交付する他の補助金等に係る採択を受けるなど、他の補助金等の交付を受けることが確実となった場合

(推進指導等)

第9条 知事は、事業の円滑な推進を図るため、必要な指導、助言等を行うものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

支援機関
栃木県内に所在する商工会 栃木県内に所在する商工会議所 栃木県内に本支店を有する金融機関 栃木県信用保証協会 栃木県事業承継・引継ぎ支援センター 栃木県中小企業活性化協議会 公益財団法人栃木県産業振興センター

別表2（第5条関係）

事業	対象経費
ア 価値算定	株価など企業価値の算定や贈与税・相続税のシミュレーションを委託した場合の経費
イ デューデリジェンス	デューデリジェンス実施を委託した場合の経費
ウ 契約書等の作成	最終契約書やレビューの作成を委託した場合の経費
エ 不動産鑑定評価書作成	不動産の時価評価を委託した場合の経費
オ 労務関連手続き	最終契約書に基づき労務関連手続きを委託した場合の経費
カ 債務整理手続き	債務整理手続きを委託した場合の経費
キ 代表者の変更等に伴う登記手続き	最終契約書に基づき不動産売買や定款変更、根抵当権解除等の登記を委託した場合の経費